

経済的シチズンシップの可能性

——揺らぎ始めたシチズンシップ——

福 士 正 博

I. 課題

最初に、長文になるが、本稿の課題を明確にするために、T. H. マーシャルが1950年に発表した『シチズンシップと社会階級』の一節を引用しておくことにする。

「シチズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である。この地位身分を持っている全ての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である。そうした権利や義務がどのようなものとなるかを決定するような普遍的原理は存在しない。しかし、シチズンシップを制度として発展させる社会は理想的シチズンシップを創り出すのであって、諸々の業績はこの理想的シチズンシップによって測定することができるし、それに対しては大いなる希望が向けられるようになるのである。こうして設定された道を前進するように駆りたてられる衝動は、いっそう完全な平等、地位身分を構成する素材の充実、そしてその地位身分が与えられる人びとの数の増大をめざす衝動である。これに対して社会階級とは、不平等のシステムである。しかもそれは、シチズンシップと同様に、一連の理想、信念、価値によって基礎づけられうる。したがって、シチズンシップが社会階級に与えるインパクトは、対立し合う二つの原理のあいだの葛藤という形態をとるであろうと考えることは、理にかなっている。シチズンシップはイギリスにおいては少なくとも17世紀の後半以来制度として発展してきた、という私の主張が正しいとすれば、平等の体系ではなく、不平等の体系である資本主義の勃興と時期を同じくしてシチズンシップも成長したのだ、ということは明らかである。この点は説明を要する。これら二つの対立する原理が、同じ土壌の上で相並んで成長し隆盛したということは、いったいどういうわけなのだろうか。これら二つの原理が互いに和解し、たとえしばらくの間であっても敵対者でなくして同盟者となることを可能にしたものは、いったい何であろうか、20世紀においてシチズンシップと資本主義的階級システムは対立してきただけに、こうした設問はまとを得ているのである¹⁾」。

近代は、身分関係から契約関係への転換を促しながら、シチズンシップの形態として地位・身分を存続させるという、本質的に両義的性格を持っていた。ここでマーシャルが問題にしているのは、資本主義と社会階級という不平等システムと、シチズンシップという地位

経済的シチズンシップの可能性

身分に付与された権利と義務の平等システムとの関係である。全く異質なシステムが、とくに20世紀に「敵対者でなく同盟者となる」ことが可能であった理由を問うというのが、彼の基本的な問題関心であった。こうした関心からすると、平等体系としてのシチズンシップと不平等体系としての資本主義に矛盾・対立する事態が出現するならば、その状況に合った理想的なシチズンシップが新たに用意されなければならないことになる。

本稿の問題関心もマーシャルの関心の延長上にある。マーシャルとの違いは、彼の生きた時代が第2次大戦後の福祉国家の成立時期（たんなる近代 simple modernity）であったのに対して、我々が生きている時代は再帰的近代（reflexive modernity）という、近代が自らの行為を自省し、自己対決しなければならなくなっている時代であるという点にある。マーシャルが生きた時代からすでに半世紀以上を経過していることからすれば、マーシャルの方法ではシチズンシップを取り巻く全体状況を十分に捉えているとはいえなくなっている。その意味で、「再帰的近代に相応しいシチズンシップとは何か」という問いに答えることが求められている。グローバル化、環境問題、ジェンダー、多文化主義、市民参加など、シチズンシップ研究が明らかにしなければならない課題は非常に多い。本稿で取り上げる経済的シチズンシップ（economic citizenship）も、再帰的近代という時代文脈の中で新たに求められるようになってきたシチズンシップ概念である。本稿は、こうした視点から、経済的シチズンシップとは何か、何故それが求められているのか、そこにどのような可能性があるのか、既存のシチズンシップでは何故不十分なのか、総じて経済的シチズンシップの意義は何か、などを課題として取り上げることにする。

Ⅱ. シチズンシップとは何か

そこであらかじめ、行論に必要なかぎり、マーシャルに依拠しながら、シチズンシップの定義、権利類型、平等観念、そして権利と義務の関係について明らかにしておくことにする。

（1）定義

先に引用したマーシャルの定義によれば、シチズンシップとは、共同体としての社会の完全な成員資格を意味し、成員が平等に有する権利と義務の総称である。「市民であることは、要するに、社会の完全な成員資格となることを意味している²⁾」。市民権と訳されることもあるが、本稿では、権利と義務の総称であると言う意味でシチズンシップと表記しておくことにする。マーシャルのシチズンシップ概念は、どちらかという権利概念に重心が置かれすぎているきらいはあるが、シチズンシップは本来両者のバランスの上で構成されるものである。ここで大事なことは、共同体の崩壊の上に成立している近代社会において、近代的シチズンシップ概念が成立するために必要な共同体とはどのようなものか、という問いである。

言い換えればこの問いは、近代的シチズンシップ概念と国家との関わりをどう見るかという問いに他ならない。

(2) 権利類型

シチズンシップを構成する権利は、マーシャルが「私はシチズンシップの三つ部分ないし要素のことを、市民的、政治的、社会的というように呼びたいと思う」と述べたように、三つの類型に区分することができる³⁾。

- ①市民的権利：個人の自由のために必要とされる諸権利（人身の自由，言論・思想・心情の自由，財産所有権，裁判に訴える権利など）
- ②政治的権利：政治権力の行使に参加する権利
- ③社会的権利：「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって，社会的財産を完全に分かち合う権利や，社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの，広範囲な諸権利」

(3) 地位身分の平等

マーシャルは、資本主義という不平等体系を制御するには、地位身分を意味するシチズンシップの平等が必要であることを強調している。

「重要なのは、文明的な生活の具体的な内実が全般的に豊かになるということ、リスクや不確実性が全般的に減少するということ、運のよい人とそうでない人とがすべての面で—つまり健康な人と病んでいる人、就業者と失業者、独身男性と大家族の父親など—平等化されるということである。平等化は、異なる階級間のそれというよりは、ここではあたかも一つの階級であるかのごとく扱われている一定の人口の内部における諸個人間の平等化のことである。地位身分の平等化は所得の平等よりも重要である⁴⁾」。

(4) 権利と義務

マーシャルのシチズンシップ概念では、権利を獲得する前提として、市民は権利に相応する義務を果たさなければならない。

「権利を擁護する際にシチズンシップに訴えるならば、その権利に対応するかたちでシチズンシップが含んでいるところの義務も無視することはできなくなる。もちろんそれらの義務は、個人的自由を犠牲にしたり、政府からのあらゆる要求に対して無条件に服従したりすることを要求するものではない。しかしそれらの義務は、共同社会の福祉に対する生き生きとした責任感によって個人の行為が鼓舞されることを要求する⁵⁾」。

Ⅲ. 経済的シチズンシップとは何か

すでに述べたように、経済的シチズンシップが新たに求められるようになってきたのは、近代が再帰的近代に転換するとともに、市民的、政治的、社会的シチズンシップという既存

経済的シチズンシップの可能性

のシチズンシップでは、不平等体系としての資本主義との対立・矛盾を解消できなくなってきたからである。したがって経済的シチズンシップの意義と可能性を明らかにするには、この対立・矛盾のどの部分を、どのように経済的シチズンシップが取り上げようとしているのが重要な論点となる。そこでまず、経済的シチズンシップのうち、権利に関わる部分を取り上げてみよう。

(1) 経済的権利——定義

1948年国連で採択された世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）の22～30条は、経済的、社会的、文化的諸権利を定めている。このうち経済的権利は、23条、25条及び26条で定められている。これらから、三つの基本的な経済的権利を抽出することができる⁶⁾。

①安定した生活を保障される権利

「衣食住、医療及び必要な社会的施設など、自己及び家族の健康と福祉のために適切な生活水準を有する権利」（第25条）

②働く権利

「差別を受けることなく、雇用に就くことのできる権利」（第23条）

③権利としての社会保障

「失業、疾病、能力喪失、配偶者喪失、老齢、または不可抗力によるその他の生活能力の喪失の場合に、保障を受ける権利」（第25条）

戦後先進国は、経済成長、完全雇用の達成、生活水準の向上の三つの政策課題を掲げ、それらを一体のものとして追求してきた。戦後先進国が追求してきた政策課題との関連でいえば、世界人権宣言が掲げる三つの経済的権利は、雇用に就く権利と安定した生活を享受する権利を保障した上で、万が一不測の事態によって生活困難に陥った場合に、生存権保障によって、生活障害に対応することを目的としていた。戦後の福祉国家レジームが、有給労働に就くことによって市民が自己及び家族の生活の安定をはかるというシステムに支えられてきた経緯を見るならば、経済的権利が機能するには、完全雇用の達成が最も基本的な政策課題となっていた。最後の社会保障は戦後、福祉国家レジームの発展とともに制度的に整備されてきたとはいっても、雇用機会の保障（働く権利の保障）が達成されなければ、安定した生活に対する保障も動揺し、経済的権利は全体的に崩壊してしまうことになる。このように完全雇用の実現は、経済的権利の帰趨を握っていた。このことからすると、経済的シチズンシップの定義や内容規定には、雇用保障と安定した生活の実現が含まれていなければならないことになる。

世界人権宣言は、何人も「自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利の実現に対する権利」を有する（宣言第22条）と述べ、社会保障、労働、生活、教育、文化などの分野の権利について定めている（22条～27条）。働

く権利は第 23 条で定められている。

「第 23 条（１）何人も、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を獲得し、失業に対して保護を受ける権利を有する。

（２）何人も、いかなる差別も受けることなく、同等の労働に対して同等の報酬を受ける権利を有する。

（３）何人も、労働するものは、自己および自己の家族に対して人間の尊厳に値する生活を保障し、かつ、必要な場合には、他の社会的保護の手段によって補足される公正かつ有利な報酬を受ける権利を有する。

（４）何人も、自己の利益を保護するために、労働組合を組織しかつこれに加入する権利を有する」。

まず確認しておくべきことは、非自発的失業の除去すなわち完全雇用の達成が世界人権宣言の核心に位置づけられていることである。働く権利はこのように、雇用機会を得る権利をまず意味していた。それは、戦後先進国が経済成長の促進と、そのことによって拡大する雇用機会に人びとが就くことができるよう政策的に促がす完全雇用政策を採用していたことと関係している。労働に見合う賃金報酬、職業選択の自由、同一労働同一賃金、労働組合の結成などの要件は、完全雇用を基礎とした上で、その後に登場する要件であった。

すでに述べたように、働く権利の保障は、完全雇用政策が機能してはじめて現実のものとなる。失業率の上昇など完全雇用政策が破綻するならば、この権利を保障することなど不可能となる。フィリップ・ハーヴェイによれば、働く権利には、①求職者が自由に選択できるだけの雇用機会を持つ量的側面、②労働報酬、労働時間、労働条件など、働く環境がディーセントワークとなっている質的側面、③全ての人に平等な雇用機会と雇用条件を保障する分配的側面、④有給雇用ばかりでなく、無給の仕事も含む働く対象範囲の拡大という、四つの異なる領域が含まれている⁷⁾。第 2 次大戦後の先進国の雇用政策は、低経済成長とスタグフレーションを経験した 1970 年代前半をさかいに、完全雇用政策の体裁をとりながら実は、全ての人に雇用機会を提供する量的政策から、全ての人にディーセントワークを保障する質的政策へ変化してきた。雇用機会の質的側面が追求されるようになったのは、失業率の上昇の下で、雇用機会の量的確保が達成できなくなっている中で、雇用機会を確保した者に対して働く場でのディーセントワークを確保する質的政策に重心を移さざるをえなくなってきたからである。雇用の量的政策から質的政策への転換は、完全雇用政策が破綻してきたことを物語っている。本稿が問題とする経済的シチズンシップは、完全雇用政策が破綻した時代の経済的な安全保障の問題と行うことができよう。

イギリス・ロンドンにある「市民所得研究センター」(Citizen's Income Study Centre) は、完全雇用政策の破綻を背景に、経済的シチズンシップを、「働くことに対する義務と、働くことに対する権利を保障することで、市民が経済的に安全な生活を営むことのできる状態」と

経済的シチズンシップの可能性

定義している⁸⁾。この定義には、二つの内容が含まれている。第1に、「働く」ことを通じた社会参加である。市民には権利として「働く」場が保障されていることと同時に、その要件として「働く」ことが義務づけられている、第2に、このような権利と義務によって、経済的な安全保障が実現され、人間らしい生活を十分に営むことができることである。

(2) 仕事の意味

①働く機会－市民的シチズンシップ

まず重要なことは、働く権利と市民的シチズンシップの関係である。働く権利は、これまでのシチズンシップ研究において、自律概念との関わりから、市民的シチズンシップに属すると考えられてきた。封建的諸関係から抜け出し、市民が個として確立し、自由に働くことは自律概念に映し出されていると考えられてきた。マーシャルは、「経済的領域において基本的な市民的権利とは働く権利のことである」と述べている。ここで言う働く権利とは、マーシャルが「市民的権利は競争的な市場経済にとって欠かすことのできないもの」と述べたように、個人が独立した存在として経済的闘争に関与する地位身分を指している。すなわち、働く権利とは、市場経済が広がりを見せる中で、「自分が選んだ場所で自分が選んだ職業に就くという権利」を指している。勿論それは、マーシャルが同時に、「市民的権利は、各人が自らを防衛する手段を与えられているという理由で、彼に対する社会的保護の必要性を否定する」と述べたように、働く者がしばしば直面する雇用機会の喪失に対して、働く場を提供すると言う意味の権利を指しているわけではけっしてなく、「不平等の構造をその上に打ち建てることもできるような平等の礎石を提供した」にすぎなかった⁹⁾。20世紀に入って登場してくる社会的シチズンシップでも、結果としての不平等に国家が手を差し伸べる根拠を提供したとしても、働く場を国家が提供し、それを働く者の権利にまで昇華するという広がりまで持っていたわけではなかった。

この点についてリトルは、次のように批判している。

「マーシャルにあっては、労働に対する権利は市民的権利に属する。それが経済的資源の分配を保障していた。しかし戦後直後でも、18世紀以来労働する市民的権利は存在したことはなかったことは明らかである。言うまでもなく失業は先進資本主義経済の恒久的特徴となっている。この点こそ、脱産業社会主義者がマーシャルの他の諸権利とは異なる別のカテゴリーとして経済的諸権利を見なす理由である。しかしトワインが指摘するように、「労働契約を市民的権利に含めることは適当ではない。労働契約の権利は實際上権利ではなく、機会である」。この意味で福祉国家の成長とともに発展してきた社会的シチズンシップは、シチズンシップの発展の最終段階として見られてはならないし、ここに「シチズンシップ史の終焉」を目撃しているわけでもない¹⁰⁾。

リトルの指摘の根拠になっているのは、トワインの次のような指摘である。

「マーシャルにしたがえば、シチズンシップの市民的要素は、「個人的自由のために必要と

される諸権利から成り立っている。すなわち、人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利である」。マーシャルは機会と権利を混同している。これらは明確に区別することが必要である。財産に対する権利がないのと同じように、雇用に対する権利は存在しない。あるのは、財産を所有したり、或いは雇用される機会である。…「雇用契約」を「権利」としてではなく、一つの「機会」として理解することが適切である。この違いに焦点を当て、社会権と対照するためには、「市民的権利」よりむしろ「市民的機会」という言葉が雇用契約を述べるために用いられる¹¹⁾。

労働は権利ではなく、「機会」(＝働く機会)の問題として認識されなければならないという指摘は、完全雇用が崩れ、失業問題が構造問題となっている現状を映し出している。働く機会がなければ、労働者は生活する場所も奪われてしまう。いつの時代においても労働者に労働する機会が恒常的に用意されていたわけではない。働く権利は働く機会があってはじめて意味を持つ。

このようにトワインは、近代社会は、いつの時代でも、働く者に働く権利を保障してきたわけではない、働く者から見て、雇用は偶然の機会にすぎないと述べている。トワインのここでの趣旨は、市民的シチズンシップには「雇用に対する権利」、すなわち働く機会が保障されているという意味の働く権利は存在していないということにある。しかもトワインはこの点を更に広げて、市民的シチズンシップは勿論、社会的シチズンシップにも働く権利は含まれていないと指摘している。そのことは、市民的、社会的シチズンシップが重要でないということではない。ここで含意されているのは、既存のシチズンシップをいくら精査しても、働く機会を保障する権利を発見できるわけではないということにある。再帰的近代が直面する新しい状況に相応しいシチズンシップ概念として、既存のシチズンシップ概念を超えた、経済的福祉を追求する第4のシチズンシップが求められているのはこのためである。

②働く義務

上の経済的シチズンシップの定義で確認しておかなければならないことは、仕事の概念が、有給雇用にとどまらず、社会的に貢献する活動を含むというように幅広く拡張され、仕事が労働の上位概念として位置づけられていることである。その背景には、有給雇用(＝労働)を基礎にした社会が動揺し、多様な活動社会が見直されようとしている状況がある。こうした拡張を行わなければならないのは、完全雇用を達成することが不可能な状況の中で、有給雇用に限定しただけで経済的安全保障を実現することができなくなっているためである。

脱産業主義の進展と産業構造の転換が進む現代社会では、雇用機会は明らかに減少してきている。したがって働く機会を保障するには、有給労働以外の新しい機会が生み出されなければならないようになっており、市民の働く義務を、働く対象領域の拡大との関連で考察してみることが必要になっている。経済的シチズンシップにおける市民が果たす義務とは、社会的富の生産に関与するという、そして社会的富の生産とは財の生産やサービスの提供という

経済的シチズンシップの可能性

狭い意味ではなく、社会的に有意義な活動という位の広い意味でつかまえておく必要があることである。社会的に有用な仕事は、有給なものもあれば、コミュニティの中で行われる市民同士の交換行為や、家庭の中で行われる家事・育児といったアンペイド・ワークなども含まれている。したがって経済的シチズンシップでは、市民の活動領域を貨幣経済にとどまらず、非貨幣経済にも拡げ、経済を総体的につかまえようとしている。

非貨幣経済領域を復権させることは、市民の働かない権利、すなわち非賃金活動を行う時間を拡大しようということの意味している。ここで大事なことは、経済的シチズンシップの確立によって市民の活動様式が変化し、自律した市民がコミュニティに参加する空間を切り開くことで、政策決定過程に影響を及ぼすようになることである。このような社会をここでは差し当たり雇用社会と対比する意味で、「完全従事社会」と呼んでおくことにする。完全従事社会は市民が多様な活動に完全に従事する社会である¹²⁾。

(3) 「市民が安心して生活を営むことのできる状態」

再帰的近代に生きる我々にとって、安心して営むことのできる生活は、与えられるものではなく、選び取るものである。その意味で経済的シチズンシップが確立するには、生活を選び取る自律した市民と、市民自身がそれぞれのニーズを実現しようとする主体的意思が必要となる。市民に保障される働く機会の中に、非貨幣経済に属するコミュニティ・ワークなども含めようとする以上、そのような活動に従事しても十分な所得を得ることができなければ、安定した生活を営むことができなくなる。実際どの先進国でもほぼ共通に、コミュニティ・ワークに参加するのは高所得者層が中心となっており、貧困層は経済的理由からなかなか参加できず、コミュニティにおける社会関係資本の形成に大きな障害となっていることがしばしば指摘されてきた。経済的シチズンシップはそうした状況から、有給労働と所得を一度切り離した上で（デカップル）、今度は社会的に貢献する仕事と所得を再び結合させる（リカップル）ことをその内容の中に含んでいる。経済的シチズンシップは、このように、デカップリングとリカップリングという矛盾した手続きを含んでいる。

リカップリングを具体化した典型的な社会保障政策はベーシックインカム構想である。正確に言えば、ここで言うリカップリングには、仕事（有給労働だけではない）と所得の再結合という意味が含まれており、社会的に有意義な仕事に就くことを条件とするという意味で、ベーシックインカム構想は参加所得（participation income）構想と呼んだ方がよい。参加所得は、有意義な仕事に従事することを条件に、中央政府が市民のニーズを参照しながら支給する最低所得保障である。市民の安定した生活とは、ニーズの参照とその保障という意味を持つことになる¹³⁾。

Ⅳ. 経済的シチズンシップの背景——社会的シチズンシップの限界

(1) 再帰的近代と社会的シチズンシップ

それでは、マーシャルのシチズンシップ概念はどの点が不十分なのだろうか。そのための手がかりとしてまず、エイドリアン・リトルの『脱産業社会主義 新しい福祉の政治学に向けて』の一節を引用しておくことにする。

「マーシャルは、不平等が資本主義の下では不可避であるにもかかわらず、市場をベースとした社会の中でシチズンシップを達成することは可能であると考えていた。これは、不平等が最悪の状態となることを防ぐ国家介入によって可能となり、そのことが我々を多元主義的混合経済に対する古典的擁護に導いていくのである。このことは、資本利益を強調する中で国家の失敗のために果たすことができず、マーシャルの時代に完全に実現されることはなかったが、彼は、福祉国家や新しい社会的諸権利が真のシチズンシップにつながるだろうと信じていた。明らかに、そして彼の研究が行われた時代を考えれば驚くことではないが、マーシャルの考えは戦後に出現した労働に基づいた福祉国家と密接に結びついていた。先進資本主義の再生産に中心的に寄与する福祉国家の広がり、我々が脱産業主義時代に突入しつつあるということを考えるならば、社会政策の将来にマーシャルの理論を適用することは問題があるということになるだろう¹⁴⁾」。

リトルの指摘にしたがえば、資本主義が生み出す不平等が最悪の事態になることを防止するために、社会的弱者に手を差し伸べるシチズンシップが求められており、そのために編み出されたのが社会的シチズンシップということになる。しかし社会的シチズンシップ観念は第2次大戦後の労働に基づいた福祉国家の下で編み出されたものであり、脱産業化が進行している時代から見れば齟齬が生じざるをえず、将来の社会政策にただちに適用することはできない。社会的シチズンシップとは、経済的に不利な立場の人々が生存などの確保・向上を目的として国家の積極的配慮を必要とするウェルフェアライト（福祉に対する権利）と、その権利にともなう労働や納税などの義務を指している。ここで問題にされているのは社会的シチズンシップが再帰的近代の時代においてその機能を有効に発揮できなくなるということにある。

これまでのシチズンシップ研究では、再帰的近代の時代に新しく登場してきた社会問題についても社会的シチズンシップを拡張することによって十分に対応することができ、したがってシチズンシップの別のカテゴリーが必要となるわけではないという議論が大勢を占めていた。はたしてそうだろうか。近代が「たんなる近代」の段階にあるならば、社会的シチズンシップだけで市民のニーズに十分対応することはできたかもしれない。しかし再帰的近代の下ではそうではない。「市民社会と経済的シチズンシップ」と題した論文の中で、エイドリ

経済的シチズンシップの可能性

アン・リトルは次のように述べている。

「イギリスにおける市民的、政治的、社会的諸権利を概念化したマーシャルによる伝統的モデルでは、経済的シチズンシップを概念化することができなかった。経済的シチズンシップが産業的諸権利や社会的保護に対する限定的権利にすぎないと見なされているかぎり、マーシャルの理論は、近代という存在を調停する者としての経済の重要性やその浸透性を予期することができなかった。このように伝統的なシチズンシップ観念は、経済によって掘り崩されるかもしれない領域に関する方法論をつかむことができないまま、政治的、社会的関係に焦点を当ててきたのである¹⁵⁾」。

リトルにしたがえば、社会的シチズンシップでは経済領域が社会的領域を掘り崩し、台無しにしていくプロセスを視野に入れることができない。かつてポランニーが指摘したように、近代では、自己調節的市場の登場によって、社会的領域が経済的領域を包摂する関係が崩れ、経済が社会を包摂する大転換が起こっている。近代社会は、そのために、自ら抱え込んだ社会的問題の進行に歯止めをかける装置を備えることが求められた。20世紀に入って登場した福祉国家とそれを支える社会的シチズンシップは、そうした必要性に一定程度応えたものである。しかし近代がたんなる近代から再帰的近代に転換する中で、それまで十分に機能すると考えられていたセーフティネットは機能不全を起こさざるをえず、社会的シチズンシップをそのまま継承するというだけでは無理が生じている。社会的シチズンシップの継承と、その発展だけではつかまえることのできない事態が進行しており、その事態を捕捉する新しいシチズンシップが必要になっていた。

(2) 社会的シチズンシップの限界

社会的シチズンシップが揺らぎを見せるようになったのは、社会的シチズンシップの本質的内容とそれを成立させた社会的背景の間に矛盾が生じてきたからである。

①限られた福祉給付

第1に、社会的シチズンシップは、市場競争からこぼれ落ちた者の救済される権利としてしか発展してこなかったことである。「社会的権利は、すべての個人が完全に社会生活に参加できるようにする具体的な経済的手段を提供するというより、限られた社会福祉給付を提供するものでしかない¹⁶⁾」というように、社会福祉給付に様々な条件がつけられ、全ての個人が十分に社会生活を営むことを可能にする具体的な経済的手段というより、限られた社会福祉給付を提供するにすぎなかった。福祉国家は、完全雇用とそれを保障する経済成長を前提としており、人々は有給雇用で就くことでそこから得た所得の一部を保険料として拠出し、そうした義務を果たすことでしか社会的給付を受け取る権利を得ることができなかった。社会的シチズンシップが成立するにはそのための物質的基礎、すなわち有給雇用、家族によるケアワーク、福祉国家による現金給付や福祉サービスが、それぞれの分野で分担しながら十分に機能することが必要であった。しかし再帰的近代においてシチズンシップの基礎やその

社会的再生産は危機的状況に置かれる。福祉国家は、有給労働に就くという義務の見返りに、救済される権利を市民に保障するものでしかなく、その意味で社会保険を軸とした社会保障制度は、完全雇用政策が機能するというを前提としていた。このことは、社会的シチズンシップが労働の義務を果たすということを条件としたシチズンシップでしかなかったことを意味している。クラウス・オッフエは、福祉国家による給付を、シチズンシップという被雇用者の権利と義務に基づいた制度にすぎないと指摘している¹⁷⁾。しかしこのようなシチズンシップでは全ての市民を対象とした普遍性を持つことが出来ない。シチズンシップが普遍性を持つためには、労働市場への参加という条件を取り払い、有給労働から切り離されていることが求められた。すでに述べたように再帰的近代は失業問題が構造的に発生する時代である。全ての市民に安定した生活を保障するには、有給労働に就くという条件をはずし、それぞれの人の実情に合った条件で給付を受け取る普遍性が必要となる。

②社会的排除の出現

第2に、社会的シチズンシップが揺らぎ始めた背景には、労働市場からの排除を含んだ社会的排除現象が広範に登場してきたからである。社会的排除とは、「標準的な生活に参加する能力を喪失した状態」を指すが、それは、法の下で与えられた機会の平等すら保障されていないという意味で、結果としての不平等という貧困概念と決定的に異なる動態概念である。高い経済成長が期待できない、またグローバル化の進行と激しい国際競争が行われている状況下では、貧困問題は社会的排除となって更に深刻化してしまう。社会的排除のために経済的格差が恒常化し、平等に競争することが出来ない者が広範囲に出現しているのであれば、結果としての不平等を問題にする前に、原因としての不平等それ自体を問題にしなければならない。社会的排除の進行は、保険料の拠出、事後給付、ミーンズテストなどの条件付き社会的シチズンシップを延長するだけでは十分に対応することができない事態が深刻化しているということを意味している。新しいシチズンシップに求められているのは社会的排除の克服である。社会的排除とは、市民が自律することができず、社会参加が困難になっている状態を指している。この状態を克服するには、自律や参加概念との関わりでシチズンシップを再検討することが求められる。労働はその良い例である。大量失業問題のように、労働市場が不安定になっているならば、働く対象領域を拡張することで労働市場への参加能力の喪失という排除問題を正面から取り上げなければならない。再帰的近代における自律概念はこのように、近代市民社会の成立時とは違って、封建的束縛から解放された個の確立という市民的シチズンシップ概念を超えるばかりか、社会的排除に正面から向かい合うことの出来ない社会的シチズンシップをも越えた概念となる。

③受動的シチズンシップ

第3に、社会的シチズンシップは、有給雇用を通じて社会に参加し、その回路を通じて救済を受けるといふ、本質的に「受動的シチズンシップ」(passive citizenship)でしかなか

経済的シチズンシップの可能性

た。社会的シチズンシップのこの特徴を受け継ぐならば、ネオケインジアンのように、伝統的な需要管理の他に、職業訓練やコンピューターリテラシーを高めるといった供給サイドの議論が必ず登場してくることになる。実際、イギリスのブレア政権に見られる第三の道論はそうした「雇用を通じた福祉」政策を発足以来強めてきた。しかし福祉国家が常に福祉への市民の依存という問題を発生させてきたことを考えるならば、社会的シチズンシップが持つこうした消極的な性格を克服するには、救済を受けるだけの受動性から脱け出し、「能動的シチズンシップ」(active citizenship)へ転換していくこと、すなわちケインズ的なパラダイムから離れることが必要となる。リトルは、「市民的権利は脱産業主義にとって重要である、なぜなら市民的権利は諸個人の自律を守り、法的に定められた個人や国家の義務を明らかにするために用いられるからである。この意味で市民的権利は自由の消極的権利と理解されてはならない¹⁸⁾」と述べ、受動的シチズンシップから抜け出すという意味で脱産業主義時代のシチズンシップにおける自律概念の重要性を強調している。しかし、福祉国家とそれを支える社会的シチズンシップは顧客主義や依存性文化、温情主義(パターンリズム)を育てることで自律性を損ねており、この問題を解決する方法を社会的シチズンシップの中で発見することはできない。社会的シチズンシップには社会参加という能動的機能が基本的に内在化されていないからである。

V. 経済的シチズンシップ——自律

自律とは、何をすべきか、どのように行うべきかについて、諸個人が合理的に選択する能力を指している。すでに述べたようにマーシャルは、自律を、封建的諸関係から抜け出し、市民が行動する自由を獲得するという意味で、市民的シチズンシップに属すると認識していた。マーシャルの自律概念はこのように、近代の成立とともに求められた個の確立という意味をともなっており、自律と自由は不可分のものであった。しかしこの場合の自律は、自由の条件としての自己規律という付随の意味でしかなく、倫理的・道徳的主体としての個人の意味や定言命法を問題にしているわけではなかった。マーシャルの自律概念が市民的シチズンシップにとどまっているのは、自由の条件しか取り上げていないからである。

しかし自由と自律は現代社会では本質的に異なる概念である。自由が得られれば、自律が実現しているなどと言うことはできない。私たちが生きている時代は、自由の獲得とその保証というより、様々な制約によって自由がうまく行使できず、その場にとどまることが半ば強制されているような時代である。なぜなら自律は他律との闘いを通じてしか実現することができず、それが実現されなければ市民的自由を獲得することができないからである。

マルクスは、『ユダヤ人問題に寄せて』の中で、「なによりもさきにわれわれの確認することは、いわゆる人権、すなわち公民の権利とは区別された人の権利が、市民社会の成員の権

利、すなわち利己的人間の、人間と共同体から切りはなされた人間の権利にほかならないという事実である」と述べ、シチズンシップを構成する人間の権利が「共同体から切り離された人間の権利」に他ならないこと、「自由という人権は、人間と人間との結合にもとづくものではなく、むしろ人間と人間との区分に基づいている」ものでしかないことを強調している。人間の権利とは、マルクスにしたがえば、「利己の権利」であり、シチズンシップがいくら発展しても、「市民社会は、その利己主義を超越するわけではない。安全とは、むしろ、その利己主義の保証である」。シチズンシップが利己的諸個人の自由の保障にすぎないのであれば、そうした自由を行使する人間は容易に他律性の領域の組み込まれていくことになる¹⁹⁾。

それでは現代社会の他律性はどこから生まれてくるのだろうか。それは、近代が求める機能統合からである。ゴルツは、ハバーマスのシステム統合を引き合いに出しながら、「既存の組織によって外から調整された機能で、人間が行わなければならない専門化した活動全体」を他律性の領域とした上で、他律的調整の方法の一つとして市場による調整を挙げている。近代において市場は、行為主体がそれぞれの思惑を秘めて自発的に出会う場所であり、「一般に自律的調整」の方法と見られている。しかし市場は一面でそのような顔を見せながら、他面で「自らの法則を外から人間に押しつけ、人間はそれに支配され、全く意図しない結果に合わせて自分の行動や計画を変更する」システム機構の顔も持っていた。そのために市場は、「人間にとっては中心のない自発的な他律的調整」の手段となっている。しかしゴルツが言うように、「近代社会はすべて「コミュニケーション的」自律組織と自発的な他律的調整、そしてプログラム化された他律的調整という三つの下部システムが絡み合う複雑なシステムとなっている」。この三つの下部組織の下で、個人は「自分が個人的に追求している目的とは異なる目的のために、機械の部品のように相補的に機能させられている」だけである。市民が自律するには、近代社会の隅々にまで行き渡っている市場のもつこうした他律的性格（ゴルツはこれを奨励的調整手段と呼んでいる）を暴き出すことが必要となる²⁰⁾。「個々の人間は自由に行為しているとは思ってはいても」、「社会的には決定された動き」としてしか現れない、この関係を明らかにすることができなければ、疎外された人間関係も明らかにならず、「虚偽意識のなかでの呑気なおしゃべり」に終わってしまいかねない²¹⁾。

ゴルツは、このように市場の持つ他律的性格を指摘しながら、実はもう一つ規制的調整手段として、「プログラム化された他律的調整をもつ巨大な機関」が近代の発展とともに育っていくことを指摘していた。市場が「市民社会という自律的調整の領域」という体裁をとりながら実は他律的行為を市民に求めるのに対して、プログラム化された他律的調整は、市場機能を側面から支え、巨大な産業機構のために必要な他律的調整の権力を国家が握り、拡大していくことを意味していた。市民はその下で、「人間の動機となる目的とは原理的に無関係な、組織の合理性」に従うことを求められた²²⁾。

経済的シチズンシップが求められているのは、こうした他律性が近代後期に巨大な力とな

経済的シチズンシップの可能性

って市民の前に聳え立つこと、したがってそこから脱け出すには近代の成立期に確立した市民的シチズンシップが求める自由だけでは不十分であること、そしてそれはまた福祉国家の成立期に登場した社会的シチズンシップにおいても不十分となっているからである。だが、こうした主張は必ずしも広く受け入れられているわけではない。むしろ、社会民主主義やエコロジー、フェミニズムに見られるように、社会的シチズンシップをたんに福祉給付サービスを受ける権利に限定せず、諸個人の自律に向けた活動を保障する権利として理解しようとする思潮の方が一般的である。彼らは、社会的シチズンシップの限界を社会的シチズンシップという同一カテゴリーの中で解決しようとしている。ここで重要なことは、「福祉権を含む社会権は、依存性を表象するものではなく、社会的ハンディキャップを有している人が、それらを利用しつつ、自律性を発揮し、自己実現をなすための前提条件」であるという「たんなる近代」の下で培われた認識が、再帰的近代という現代社会にそのまま当てはまるだろうかという疑問である。

VI. 経済的シチズンシップと市民的公共性

(1) 社会的協力と参加：コミュニティ

それでは経済的シチズンシップの意義はどの点にあるのだろうか。ファールは、「マーシャル的なシチズンシップ概念は、政治的社会生活に参加するばかりでなく、標準的な生活や社会活動に参加することが出来ることを意味している」と述べ、シチズンシップを参加概念との関わりで考察しようとしている²³⁾。参加が重要になっているのは、再帰的近代の下で、市場も、国家も、市民に安定した生活条件を提供することが困難となり、市民自らその条件を獲得する行為に取り組まざるをえなくなっているからである。ファールは、「シチズンシップを根拠に、社会的協力を通じて、豊かな市民から貧しい市民へ資源移転を正当化する第2の方法は、社会が協力のシステムであること、社会の成員、言い換えれば市民であることは、そうした協力のシステムに参加できることにある。後者は、全ての人がそれに貢献し、そこから利益を得ることに関心を持っているという意味で共通善であるのだから、恵まれた立場にある人は、自分自身のために、そのシステムから排除されている人々がシステムに復帰できるようしなければならぬ。こうした議論は、ビル・ジョーダンの『共通善』の中に見出すことができる」と述べている²⁴⁾。

ここで重要なことは三つある。第1に、自律こそ社会参加との関連で重要であり、その視点から資源の移転を重要と考えるべきであること、第2に、その場合、自律した市民が自発的に社会的協力システムに参加することで、自ら資源分配に関わることができなければならないこと、第3に、そうした協力システムは、市民の利害対立を超えた共通善に裏打ちされていなければならないこと、である。

G. デランティは、『グローバル時代のシチズンシップ』の中で、シチズンシップを構成する要素の強調点が時代の変化とともに移動してきており、現代社会でもっとも重要なのは参加であると指摘している。

「政治共同体の成員資格としてのシチズンシップは、権利、義務、参加、アイデンティティが組み合わせられた束からなっている。これらはシチズンシップの構成要素であり、集団の成員資格を規定する原理と呼んでさしつかえないだろう。近代自由思想の古典的構想は、一般的にシチズンシップを権利と義務の特殊な関係と考えてきた。そしてシチズンシップを市場に還元してとらえることが強調されてきた。その後、左派とそれより社会民主的なグループが管理国家へと強調点を移したが、ごく最近では、この考え方に代わる理論が現れて、ルネサンスおよびその後の政治共同体の市民共和制概念に立ち返ってシチズンシップを検討している。その結果、政治共同体を市民共同体における参加の問題として理解する点が強調されている²⁵⁾」。

デランティによれば、シチズンシップは権利、義務、参加、アイデンティティを構成要素としており、近代自由思想ではこれまで市民の権利と義務が強調されてきたが、最近では参加が強調されるようになってきている。ここで重要なことは、「誰が参加するのか」、「どこに参加するのか」、「公共性を決定するのは誰か」という問いに答えるには、シチズンシップを位置づける公共圏が必要となることである。デランティは、「近代シチズンシップの古典理論は、シチズンシップを位置づける場所として公共圏をとらえそこなった」と述べている²⁶⁾。リベラリズムでは、近代市民社会が市場における原子的諸個人が取り結ぶ契約関係において成立すると考えられているために、市民社会が共有する公共文化のモデルは市場に求められた。それに対して社会民主主義では、社会の構造的欠陥のために様々な社会問題が登場し、市場を公共圏として設定することが出来にくくなってきており、市民社会は市場における諸個人の契約関係によって成立するという認識から、権利と義務をめぐる国家と社会階級との契約関係によって成立するという認識へ転換してきている。社会的シチズンシップの成立はそうした転換を具体化したものであった。

だが市場も国家も万能ではない。むしろ現代社会は市場の失敗、国家の失敗が常態化した時代である。デランティは、市場も国家も失敗するのであれば、それに代わる公共性の論理、すなわち「市民社会を市場にも国家にも位置づけることができなるとすれば、いったい何が残るのか」という問いに答える論理が求められていると指摘している。その答えは、市民社会を形成するコミュニティのなかにある。リベラリズムや社会民主主義では、「何が善なのか」という問いは無意味である。何故ならリベラリズムでは、市場によって決められる均衡点こそが善であり、社会民主主義において善は国家が公共の名目で提供するものだからである。しかし市場の失敗や国家の失敗は、善が所与のものでないことを明らかにしている。コミュニタリアンは市民の交換行為こそ市民的公共性を育てていく場所であることを指摘している。

経済的シチズンシップの可能性

ここで注意しておくべきことは、コミュニティは多義的であるということである。経済的シチズンシップに相応しいコミュニティをどのように考えるべきなのだろうか。コミュニタリアンの一人であるビル・ジョーダンは、最も不遇な人の利害に対する関心を分配の視点に限定するというだけでは不十分である、共同体の成員になるということは、「同じコミュニナールな善を担い、同じ生活形態の中で分け合う者である。分配過程はいくつかの種類のコミュニナールな善を分け合うようなメンバーシップに関わるものとして正当化しうる」と述べている²⁷⁾。ここで大事なことは、シチズンシップが共同体における善、言い換えれば共通善に基礎づけられていなければならないという点にある。問題はそれをどのように導出するかである。

(2) 急進的コミュニタリアニズム

1998年9月アムステルダムで開催された第7回基本所得国際会議で、ゴードン・ヒューズとエイドリアン・リトルは、「ニューレイバー、コミュニタリアニズムそしてイギリスにおける公共圏」と題した報告を行っている。この報告は、そのタイトルにも示されているように、1997年5月の総選挙で勝利をおさめ、20年近く政権についていた保守党内閣に代わって登場した新生労働党（ニューレイバー）のイデオロギイ的性格を明らかにするために、そこに内在されているコミュニタリアニズム（共同体主義）を俎上にのせ、それに裏打ちされたニューレイバーの政策を批判的に検討することを課題としていた。この報告が興味深いのは、「コミュニティや社会正義に関する全てのコミュニタリアン思想がその議論において必然的に政治的及び道徳的に保守的であるわけではない」と述べられているように²⁸⁾、ニューレイバーが採用しているコミュニタリアニズムとは異なる、もう一つのコミュニタリアニズムを対置しようとしていることである。彼らは、ニューレイバーのコミュニタリアニズムを、アミタイ・エッチオーニに代表される政治的権威主義的コミュニタリアニズムを継承したにすぎないと断定した上で、自らの立場を急進的コミュニタリアニズムと規定している。このように彼らの関心は、コミュニタリアニズムを急進的に再編成し、「第3の道」(third way)とは異なる別の政治的方向を探ろうとすることであった。

ここで用いられている「急進的」という形容は、脱産業主義 (post-industrialism) の立場に立つという意味である。しかし脱産業主義には、ニューレイバーのようにそれを資本蓄積の跳躍台とする脱産業主義と、脱資本主義 (post-capitalism) の立場から社会諸関係の変革にまでつなげようとするそれとの二つ立場がある。リトルはこの二つの立場を、保守的脱産業主義と進歩的脱産業主義と呼び、現在主流となっている前者を批判的に克服することの重要性を訴えた。

脱産業主義を最初に本格的に提唱したのはダニエル・ベルであった。彼はすでに1960年代に、高度な労働節約的技術の採用によって、組織化された労働者の減少が進行し、その結果知識社会の到来とともに階級構造が変化し、経済のサービス化が進行してきたこと、更にそ

れがバネとなって富の拡大と富裕な消費者（＝労働者）が出現し、脱産業社会を到来させたことを積極的に評価しようとしていた。しかし果たしてこのような脱産業化の進展は脱産業社会を到来させたと言えるだろうか。脱産業化の進行は労働市場を分極化し、パート労働者や派遣社員の増大など不安定な雇用が広がり始めた。組織労働者の減少は、富の分配にあずかる豊かな労働者を出現させたというより、一部の「豊かな」労働者だけが組織化され、貴族化されただけにすぎなかった。その結果、富の増大は一方で社会的な不平等を拡大し、一部の人々のマージナル化と社会的排除を進めてきた。ベルに代表される脱産業主義はこのように、階級移動や労働の流動性が強くなっているという指摘にとどまっており、社会的分極化を生み出している現実を目を向けようとはしていない。

ここで重要なことは、こうした労働の分極化が進行しているからといって、それを脱産業化の原因にしてはならないことである。労働と福祉の新しい将来像を展望しようとするならば、脱産業化は当然のごとく進めなければならない課題である。リトルが「労働市場の分極化は、経済の脱産業化の不可避の結果ではなく、労働市場の効率化を進める新自由主義の結果である」と述べたように²⁹⁾、脱産業化を基礎にしながら、その成果をからめとり、労働市場を分断しようとする別の思潮が、グローバル化の進展を背景にしながら、新自由主義となって登場したためである。新自由主義は、脱産業化の進展と、市場を中心とした経済の再編成を一体のものとして追求しようとしていた。

もう一つの脱産業主義はそのために、新自由主義と対決し、脱産業主義自体をラディカルに再編成しようとするとともに、生産様式の変更ばかりでなく、社会制度の質的な改革を求めなければならなかった。労働節約的な高度な技術の採用と生産様式の変更は社会生活や経済生活に大きな影響を及ぼしはするが、それ自体が新しい社会関係を定義するわけではない。経済のサービス化が進行しても、それだけで労働様式や雇用の安定が実現できるわけではないからである。ヒューズやリトルはこうした立場から脱産業主義と社会主義を結びつけ、自らの立場を脱産業社会主義と呼んだ上で、脱産業化の進行と社会諸関係の改革を同時に追求することを訴えた。脱産業社会主義の基本的目標は、脱産業化の成果の上に、それが労働市場の分極化につながることをないよう、労働社会を終焉させることであつた。

脱産業主義がこのように二つに分かれるならば、コミュニタリアニズムもまず、保守的脱産業主義に依拠したコミュニタリアニズムと、進歩的脱産業社会主義に依拠した急進的コミュニタリアニズムとに区分されなければならない。

経済的シチズンシップにつながる市民的公共性とその根拠としてのコミュニティは、ヒューズやリトルが指摘するように、権威主義的で道徳的な運命のコミュニティではなく、むしろ急進的コミュニタリアニズムが強調する「創造されたコミュニティ」（意味のコミュニティ）である。

VII. 結びに代えて

福祉国家の下で、社会的シチズンシップを根拠に実施されてきた社会保障政策も、再帰的近代に突入するとともに、完全雇用政策が機能不全に陥ったことで袋小路から抜け出せなくなってきている。本稿の関心は、行き詰まりを見せている社会保障政策を改革するには、古典的なシチズンシップ概念にとらわれることなく、時代状況に合ったシチズンシップ概念が求められているのではないかということにある。完全雇用社会からの脱却と完全従事社会への転換を促すためには、社会的シチズンシップの改革と拡張では無理があり、新しいシチズンシップ、すなわち第4のシチズンシップにあたる経済的シチズンシップが求められる。ベーシック・インカム（或いは参加所得）が新しい社会保障政策の一つとして世界的に注目され、その可能性を探ろうとしているとき、それを支える経済的シチズンシップも同時に探究されるべきである。

注

- 1) T.H.マーシャル『シティズンシップと社会階級』（岩崎信彦・中村健吾訳）、法律文化社、1993年、37～38頁。
- 2) Cecile Fabre, *Social Citizenship and Social Rights*, Emiliós A. Christodoulidis (ed.) *Communitarianism and Citizenship*, 1998, p.119.
- 3) マーシャル、前掲書、15～16頁。
- 4) 同、72頁。
- 5) 同、89頁。
- 6) 高木八尺・末次三次・宮澤俊義編『人権宣言集』、岩波文庫、1957年、398～408頁。
- 7) Philip Harvey, *Benchmarking the Right to Work*, Philip Harvey (ed.), *Economic Rights*, 2007, pp.123-124.
- 8) Citizen's Income Study Centre, *News Letter*, No.3, 2003をもとに定義したもの。
- 9) マーシャル、前掲書、44頁。
- 10) Adrian Little, *Post-industrial Socialism Towards a new politics of welfare*, 1998, pp.62-63.
- 11) Fred Twine, *Citizenship and Social Rights*, 1994, p.108.
- 12) 拙稿「完全従事者会の可能性」『東京経大会誌』235号、2003年10月、同「完全従事社会と参加所得－緑の社会政策に向けて－」『思想』岩波書店、983号、2006年3月。
- 13) 拙稿「基本所得の意義－エコロジーの視点から－」『歴史と経済』184号、2004年7月。
- 14) Adrian Little, *op. cit.*, p.61.
- 15) Adrian Little, *Civil Societies and Economic Citizenship : The Contribution of Basic Income Theory to New Interpretations of the Public Sphere*, n.d., p.1.
- 16) Adrian Little, *op. cit.* p.71.
- 17) Claus Offe, *Beyond Employment : Time, Work and the Informal Economy*, 1992, p.70.
- 18) Adrian Little, *op. cit.*, p.65.

- 19) マルクス「ユダヤ人問題によせて」『マルエン全集1 1839～1844』大月書店，1959年。
- 20) アンドレ・ゴルツ『労働のメタモルフォーズ 働くことの意味を求めて』緑風出版，1997年，60～71頁。他律性については更に，Andre Gorz, *Paths to Paradise on the Liberation from Work*, 1983, chap. 22.を参照。
- 21) 清水正徳『働くことの意味』岩波新書，1982年，158～171頁。
- 22) ゴルツ，前掲書，68頁。
- 23) Cecile Fabre, op. cit., p.119.
- 24) Cecile Fabre, op. cit., pp.129-130.
- 25) G. デランティ『グローバル時代のシチズンシップ』（佐藤康行訳），日本経済評論社，2004年，19頁
- 26) G. デランティ，前掲書，45頁。
- 27) Bill Jordan, Basic Income and Common Good, Phillippe van Parijs (ed.), *Arguing for Basic Income*, 1992, p.158.
- 28) Gordon Hughes and Adrian Little, New Labour, Communitarianism and the Public Sphere in the UK, submitted in the 7th International Congress on Basic Income, 1998. 急進的コミュニタリアニズムについては，Gordon Hughes and Adrian Little, *Towards Radical Communitarianism : the politics of social inclusion in the work of Jordan & Gorz*, SPA Conference, Sheffield Hallam University, 1996.を参照。
- 29) Adrian Little, *Post-industrial Socialism Towards a new politics of welfare*, 1998, p.18.